

第三次・担い手3法の全面施行（R7.12.12）に伴う 工事費内訳書の取扱いについて

宮崎県道路公社

1 概要

入契法第12条の規定により、宮崎県道路公社が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする事業者は、入札時に提出する「工事費内訳書」に「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担分」、「建設業退職金共済制度の掛金」、「安全衛生経費」の5項目を記載する必要があります。

2 確認方法

落札者（落札候補者）の「工事費内訳書」について、「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担分」、「建設業退職金共済制度の掛金」、「安全衛生経費」（以下「5項目」という。）の記載の有無を目視により確認します。

記載方法については、入札公告時に掲載する添付ファイル「【記入例】入札書・委任状・工事費内訳書」を御確認ください。

3 記載不備が確認された場合の対応

(1) R8. 4. 1～R8. 9. 30までに入札公告・指名通知を行う工事分
5項目全ての記載がない場合でも入札を有効とします。

(2) R8. 10. 1以降に入札公告・指名通知を行う工事分
5項目全ての記載がない場合は入札を無効とします。

※ 当面の間、市場単価方式等を活用している場合など、具体的な金額の算出が困難な場合に限り、「一部のみ計上」又は「算出不能」と記載する取扱いを可とします。

4 確認時期

(一般競争入札の場合)

入札後の事後審査時（資格確認書類の提出された日の翌日から起算して2日以内）に入札参加資格と併せて確認を行います。

(指名競争入札の場合)

入札後、直ちに落札者の決定を行うことから、入札時に確認を行います。

5 対象

令和8年4月1日以降に入札公告・指名通知を行う工事分から対象とします。

※ 随意契約により発注する工事は対象外です。